

条例の制定・改正

条例に使用されている用語等が不統一のため

↳ 鞍手町条例の用語等の統一に関する措置条例の制定

（全員賛成で可決）

鞍手町の条例に使用されている用語、用字、送り仮名等が、これまで不統一であり、統一を図るため、鞍手町条例の用語等の統一に関する措置条例を制定しました。

都市計画用途地域の見直しのため

↳ 鞍手町地区計画等案の作成に関する措置条例の制定

（全員賛成で可決）

第4次総合計画後期基本計画に基づき、今後、鞍手町都市計画の用途地域の見直しを実施します。

これに伴い、良好な環境の街区を整備し、開発

及び保全するための計画（地区計画）を策定する必要があるので、鞍手町地区計画等案の作成手続きに関する条例を制定しました。

農業者個別所得補償制度本格実施のため

↳ 鞍手町農政推進会議設置条例の一部改正

（全員賛成で可決）

平成22年度よりモデル対策として始めました農業者個別所得補償制度が、平成23年度より本格実施することに伴い、鞍手町農業再生協議会を設置することが基本となりましたので、鞍手町農政推進会議設置条例の一部が改正されました。



平成23年度より本格実施される農業者個別所得補償制度

障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正のため

↳ 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正

（全員賛成で可決）

障害者自立支援法及び児童福祉法が一部改正されたため、鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部が改正されました。

その他の議案

過疎地域自立促進計画

↳ 計画の変更

（全員賛成で可決）

本計画の変更は、過疎地域からの自立促進を推進するため、新たな事業を追加するなどです。

事業所の固定資産税を免除

（全員賛成で可決）

工場等設置奨励に関する条例では、町内の事業所が工場等の新設及び増設を行い、産業の振興と雇用の促進を図り、町政の発展と福祉の増進を図ることに対し、課税免除が適用されます。

平成23年度固定資産税課税免除の内訳

| | |
|-------|-------------|
| 納税義務者 | 有限会社中川ゴム工業所 |
| 課税免除額 | 452,400円 |
| 区分 | 増設初年度 |

請負契約の締結

↳ 流域関連公共下水道事業

（全員賛成で同意）

中山処理分区管渠築造工事（第44工区）

【契約の相手方】

三新・有泉共同企業体
共同企業体代表者
三新建設
代表者 三坂 隆太

西川処理分区管渠築造工事（第6工区）

【契約の相手方】

金村・福山共同企業体
共同企業体代表者
有限会社 金村組
代表取締役
金村 保勝

西川処理分区管渠築造工事（第7工区）

【契約の相手方】

松原・安田共同企業体
共同企業体代表者
株式会社 松原土木
代表取締役
松原 龍成

【工期】

150日間
平成23年9月29日から
平成24年2月25日まで